



## 死刑は必要なのか？ 明治時代から叫ばれた『死刑廃止』 死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会 「そばの会」

東京都荒川区南千住一―五九六―三〇二

<http://sobanokai.ny.coocan.jp/>

近代になるまで日本の死刑の執行方法は、火炙り、鋸挽、梟首（さし首）など残酷極まりないものだったが、一八八二（明治一五）年施行された刑法で絞首刑に一本化された。それから間もない時代に、「人の命を奪う死刑は本当に必要なのか」強い疑問を抱き続けた教誨師がいた。

田中一雄は一九〇〇（明治三三）年から退職するまでの一二年間に担当した一―四人の死刑囚一人ひとりの生と死を「死刑囚の記録」に記している。その時代の死刑囚教誨師は、極悪人の心を落ち着かせて死を受け入れさせる「安心獄死」であった。だが田中は死刑囚の生い立ちや家庭環境などに目を凝らし、時間をかけ丁寧に教誨すれば極悪人も「新しい生」を生きられる可能性があるはずだ、死刑制度は「新しい生」の可能性を奪う。手記は死刑制度に苦悶し格闘した一人の教誨師の時代を超えた記録であった。

田中は死刑囚に向き合った体験と宗教者としての思索から結論を述べている。「死刑須らく排すべし」、田中のこの信念を支えていたのは、犯罪者も必ず生きなせるという人への信頼であって、殺人を犯した一人ひとりの死刑囚と向きあった末の結論であった。

「大逆事件」は近現代の日本においてもっとも大がかりで過酷な言論・思想弾圧事件である。一九一〇（明治四三）年労働者・宮下太吉の検挙から始まった事件は、幸徳秋水以下のものが企てた刑法第七三条違反に発展させられてしまう。刑法七三条は「天皇、太皇太后、皇后、皇太子、または皇太孫に対し危害を加え又は加えんとしたる者は死刑に処す」と規定され、実行行為がなくても「加えんとしたる」という予備・陰謀だけでも死刑にできる恐ろしい法で、天皇制国家を守る強力な装置だった。ただの一人も殺人を犯していない二―四人は、証拠もないにもかかわらず天皇暗殺の予備・陰謀を企てたとして死刑を突き付けられた。判決の翌日、二―四人のうちの二―二人が天皇の「恩赦」によって無期に減刑されたが、天皇の恩赦は判決前から用意されていたのである。

一九一一（明治四四）年、二―二人は判決からわずか六日

後の一月二―四日朝から二―五日にかけて、東京監獄の刑場で次々に刑に処せられていった。あつという間の死刑執行は、あまりに無法な裁判という海外からの批判が伝えられ、それを抑え込むためだった。

田中も教誨師として最後の瞬間までたちあつたはずだ。一般刑事事件の死刑囚には「死刑は不必要」などと饒舌だった田中であるが、大逆事件の死刑囚には急に無口になる。死刑囚に対する教誨師の役割は犯した罪を悔い改めさせることだが、「大逆事件」の死刑囚にはそれは無用だった。彼らは国家への批判はしても、他者を傷つけるなんらの行為もしていない。過ちを認め、反省に導くよう諭し、生きなせられるように語り掛けるという教誨が「大逆事件」の死刑囚にはまったく意味をなさないことを田中は認識していたのだろう。

**死刑廃止は明治維新後から当時の知識人によって主張されてきた。**幸徳秋水は一九〇二（明治三五）年三月三日の万朝報に死刑廃止を取り上げている。「人は人を殺すの権利なし、殺人は如何なる場合においても罪悪なり。国家法律の名に於いてするの殺人もまた罪悪ならざるべからず。死刑を有するは文明国民の恥辱なり」と書いた。それから九年後、秋水は死刑に「己の生を奪われることになる」とは予想もしなかったろう。

第二次大戦後、旧西ドイツは戦争中に多数の国民を処刑した反省から、ドイツ基本法制定時に死刑を廃止した。日本国憲法は一九四六年に公布されたが、死刑に関する言及はない。一九四八年最高裁は、死刑は合憲であると判断した。

一九八〇年代に免田栄さん以下四名の死刑冤罪事件が確定したが死刑廃止には及ばなかった。そして現在いまだ確定に至っていない袴田巖さんの事件は検察による証拠捏造さえも疑われている。これを契機に死刑廃止の流れに結び付けてほしいものだ。（K）

【参考】「死刑すべからず廃すべし」田中伸尚著 平凡社

二〇二三年四月発売